

姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針の策定に当たって

1 これまでの経緯

平成 27 年 1 月、国が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考に、これまで、教育委員会事務局において、国の動向や本市の状況を踏まえながら、学校規模による課題やその対応策について調査・検討を行ってきた。

- ・小・中学校の役割として、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけることが重要である。そうした教育を行うため、小・中学校では、一定の児童生徒の集団規模が確保されていることが望ましい。
- ・学校規模の適正化の検討については、学校が児童生徒の教育のために設置されている施設であるため、飽くまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据えるべきである。また、学校が有する地域コミュニティとの関係にも配慮しつつ、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者等の声を重視しながら行う必要がある。
- ・基本方針は、今後の学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題への対応において、市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本とするものであることから、広く意見を聴取しながら策定する必要がある。

2 基本方針の位置付け

基本方針は、姫路市総合計画及び姫路市教育振興基本計画等との整合を図りつつ、概ね 10 年間を見据えたものとし、今後の市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本となるものである。

3 基本方針の構成案

- (1) 国や本市の動向
- (2) 児童生徒数の現状と見込み
- (3) 学校規模について
 - ア 小規模な学校及び大規模な学校の特徴
 - イ 学校規模の考え方
- (4) 適正規模及び適正配置に向けて
 - ア 適正規模及び適正配置に向けた方策
 - イ 適正規模及び適正配置に向けた具体的な取組
 - ウ 取組の際の留意事項
 - エ 小規模校を存続させる場合の教育の充実

4 その他

- (1) 姫路市立小中学校適正規模・適正配置審議会の設置
- (2) 市民意見提出手続（パブリック・コメント）の実施
- (3) 基本方針の見直し

基本方針は、国や県の教育制度変更や、次期姫路市総合計画や姫路市教育振興基本計画の事業内容、児童生徒数の変化等を受けて、必要に応じて見直すものとする。

5 審議スケジュール（案）

第1回（6月29日）

- 委員委嘱
- 審議会概要説明

〔議事〕

- 1 国や本市の動向について
- 2 児童生徒数の現状と見込みについて
- 3 小規模校及び大規模校の特徴について
- 4 学校の適正な規模の考え方について



第2回（7月下旬）

〔議事予定〕

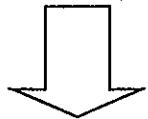
- 1 姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針について



第3回（8月下旬）

〔議事予定〕

- 1 姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針について



9月上旬～10月上旬
市民意見提出手続（パブリック・コメント）

第4回（11月上旬）

〔議事予定〕

- 1 市民からの意見提出手続（パブリック・コメント）結果について
- 2 「姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（案）」について



第5回（12月下旬）

〔議事予定〕

- 1 「姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（案）」の最終案
- 2 答申